

# 特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota 役員報酬規程

## (総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota(以下、「本法人」という。)の定款第13条ならびに第19条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

## (役員)

第2条 本法人の役員とは定款第13条に基づき、理事と監事とする。

## (報酬の支給)

第3条 本法人の役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

## (報酬の決定方法)

第4条 役員報酬の額は、理事会において決議する。

2 報酬額は、社会通念上妥当な範囲とし、法人の事業規模、財政状況及び役員の職務内容等を考慮して決定する。

## (報酬の支給日及び支給方法)

第5条 役員への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

## (実費弁償)

第6条 役員が職務を遂行するにあたり要した交通費、通信費その他の実費については、報酬の有無にかかわらず、別途支給することができる。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

## (補足)

附則 この規程は2025年10月10日から施行する。(2025年10月9日理事会決議)